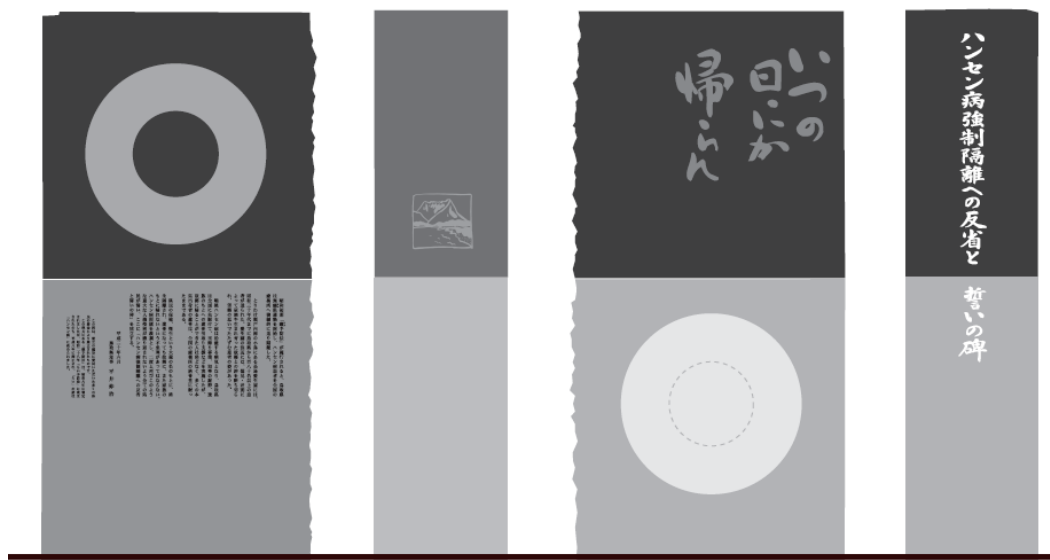


いつの日にか帰らん
～ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑～





鳥取県には、国によるハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無らい県運動」を徹底してきた過去があります。

この反省をもとに「ハンセン病問題」を風化させず、ハンセン病問題を考える拠点として、「碑」を建立しました。

建立にあたっては、多くの県民の方々の募金をいただき、「碑の名称」や「碑文」及び「設置場所」については、ハンセン病問題の関係者からなる「ハンセン病についての碑建立に係る懇話会」で熱心な議論をいただきながら、決定しました。

碑のデザインについては指名プロポーザル方式で募集し、12社から16作品の応募がありました。

応募作品について、建築、美術の専門家の方やハンセン病問題の関係者からなる「ハンセン病碑デザイン審査委員会」を設置し、審査を行いました。

●設置場所

とりぎん文化会館正面入口前（鳥取市尚徳町101-5）

●設置の日

平成20年6月30日

ハンセン病関係年表

年 月	事 項	備 考
昭和 5年	岡山県に国立長島愛生園開園	初めての国立療養所
昭和 6年 8月	「癩予防法」の制定	
昭和11年	「無らい県運動」高まる。	
昭和18年	アメリカ・カービル療養所でプロミン治療により菌陰性化患者軽快退所が可能となる。	ハンセン病は治る病気と認識される。
昭和22年	国内で特効薬プロミンの試験的使用開始	
昭和24年	国内でプロミンの全的使用開始	
昭和28年 8月	「らい予防法」へ改正	
昭和31年 4月	ローマ国際会議（ハンセン病患者の救済と社会復帰のための国際会議）	偏見除去及び隔離不要が決議。
昭和39年 11月	鳥取県「里帰り事業」開始（全国初）	
昭和56年	WHOで多剤併用療法を提唱	早期発見、早期治療で完治する病気となる。
平成 8年 4月	らい予防法廃止	「らい」の呼び名が「ハンセン病」となる。
平成 9年 7月	ハンセン病ふるさと交流（夢みなと博）	
平成13年 5月	ハンセン病国家賠償請求訴訟、熊本地裁原告勝訴判	
平成13年 5月	国控訴断念、原告の勝訴確定	
平成13年 6月	片山知事、長島愛生園、邑久光明園訪問	
平成13年	遺骨里帰り支援事業実施	(平成13～14年度)
平成14年 6月	ハンセン病資料集「風紋のあかり」発刊	
平成20年 6月	ハンセン病基本法の成立	

※ハンセン病資料集風紋のあかり等より抜粋

鳥取県のハンセン病啓発事業(平成21年度)

区 分	内 容
県民交流事業 ・訪問事業	県民から参加者を募り、長島愛生園・邑久光明園を訪問し、入所されている方々との交流を図る。
ハンセン病学習会	教育委員会と連携し、小・中・高等学校で学習会を開催（20校程度）。
普及啓発事業	県内3地区でパネル展示を実施。
里帰り支援事業	全国6療養所の鳥取県出身者の方に気軽に里がえりをさせていただくよう支援を実施。
伝統芸能派遣事業	里帰りが困難な鳥取県出身の入所者の方に故郷の空気に触れていただくため、鳥取県の郷土芸能を派遣。

碑文

昭和初期「癩^お予防法」が施行されると、鳥取県は無癩^お県運動を開始し、ハンセン病患者を全国の療養所へ強制的に送り隔離した。

とりわけ瀬戸内海の小島にある長島愛生園には、昭和三十年代までに鳥取県から百八十名以上の患者が送られた。愛生園の浜辺には、偏見・差別によつて家族や生まれ育つた故郷との絆を断ち切られ、望郷の思いでたえず患者の姿があつた。

戦後ハンセン病は治癒する病気となり、鳥取県は全国に先駆けて、里帰り事業、知事の謝罪、遺族のもとへの遺骨引取り支援などを実施したが、故郷に帰ることができた人は殆どなく、多くの本県出身者の遺骨は、全国の療養所の納骨堂に眠つたままである。

県民の保健、衛生という大義の名のもとに、終生隔離され、遺骨になつても故郷に、また家族のもとに帰れないという不条理があつてはならない。ハンセン病問題を教訓とし、二度と再びこのような重大な人権侵害が繰り返されないよう全ての県民が誓い、ここに「ハンセン病強制隔離への反省と誓いの碑」を建立する。

平成二十年六月

鳥取県知事 平井 伸治

この碑は、建立の趣旨に賛同いただいた多くの県民の募金により建立されたものです。この碑文にある「癩^お予防法」は、昭和六年に制定されましたが、昭和二十八年「らい予防法」に改正されたのち、平成八年に廃止され、「らい」の語は「ハンセン病」に改められました。

お問い合わせ先

〒 680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康政策課疾病・感染症対策担当

電話 (0857)26-7153, 7857

電子メール kenkouseisaku@pref.tottori.jp